

退職後のゆとりある生活を応援します

小規模企業共済

小規模企業共済は、事業の廃止・退職後の生活安定資金を積み立てて準備する共済制度です。

Point! 1 安心確実な運営

国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が小規模企業共済法に基づき運営しています。昭和40年の制度発足以降、多くの経営者の方に支持されている実績のある制度です。
インターネットからもお申し込みいただけます。

Point! 2 掛金全額所得控除

掛金全額「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除されます。税制上優遇措置があり大変お得です。



Point! 3 経営者の退職金

事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。受取時も税制メリットがあります。

廃業・退職時の受取りが最も有利

満期や満額はありませ

共済金を一括で受取る場合、退職所得扱いとなります

共済金を分割で受取る場合、公的年金等の雑所得扱いとなります

どんな人が加入出来るの?



常時使用する従業員が20名以下の個人事業主・会社等の役員・個人事業主と共同して事業を行う共同経営者(2名まで)が加入できます。

※サービス業(除 宿泊業・娯楽業)・商業の場合は、常時使用する従業員が5名以下
※※常時使用する従業員とは、共同経営者(2名まで)、家族従業員、パート・アルバイトなどの臨時に期間を定めて雇い入れている方を除いた、正社員として雇用されている方

毎月の掛金はいくらから?



月額 1,000円 ~ 70,000円の範囲内(500円単位)で自由に設定可能。加入後もいつでも変更できます。

資金に困ったら...

掛金の納付期間に応じた貸付限度額の範囲内で、事業資金等を借り入れることができます。



商工会は行きます! 聞きます!! 提案します!!!
お近くの商工会までご相談ください

Be a Great Small.
中小機構

独立行政法人
中小企業基盤整備機構 中部本部
〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階
TEL : 052-202-0435

小規模共済

検索

詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください▶

お電話によるお問い合わせ〈共済相談室〉

050-5541-7171

(平日) 午前9時~午後5時



節税額の例	課税される所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額 (= a - b)		
		所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
	200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
	400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
	600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
	800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
	1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円



オンラインシミュレーションできます

小規模共済 シミュレーション 検索



■所得税の確定申告書(B様式の例)

掛金月額36万円(3万円×12ヵ月)課税所得金額400万円であれば

社会保険料控除	(13)	
小規模企業共済等掛金控除	(14)	360000
生命保険料控除	(15)	
地震保険料控除	(16)	

109,500円の節税!

※「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。※所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。※ 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。

請求事由による共済金の種類	共済金等の種類	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
	個人事業主	■個人事業を廃業した場合(※1)(※2) ■共済契約者の方が亡くなった場合	■高齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方)	■個人事業を法人成りした結果、加入資格がなくなったため、解約をした場合(※3)	■任意解約 ■機構解約(掛金を12か月以上滞納した場合) ■個人事業を法人成りした結果、加入資格はなくならなかったが、解約をした場合(※3)
	法人(株式会社など)の役員	■法人が解散した場合	■病気や怪我、または65歳以上で役員を退任した場合(※4) ■共済契約者の方が亡くなった場合 ■高齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方)	■役員を退任した場合(病気や怪我・65歳以上・死亡・解散を除く)	■任意解約 ■機構解約(掛金を12か月以上滞納した場合)
	共同経営者	■個人事業主の廃業に伴い、共同経営者を退任した場合(※5)(※6) ■病気や怪我のため共同経営者を退任した場合 ■共済契約者の方が亡くなった場合	■高齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方)	■個人事業を法人成りした結果、加入資格がなくなったため、解約をする場合	■任意解約 ■機構解約(掛金を12か月以上滞納した場合) ■共同経営者の任意退任による解約(※7) ■個人事業を法人成りした結果、加入資格はなくならなかったが、解約をする場合

※1 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件です。※2 平成28年3月以前に、配偶者または子へ事業の全部を譲渡したときは、「準共済金」です。※3 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、「共済金A」となります。※4 平成28年3月以前に、病気または怪我以外の理由による退任をしたときは、「準共済金」となります。※5 事業主が複数の事業を営んでいる場合は、そのすべての事業を廃止したことが条件です。※6 平成28年3月以前に、配偶者または子へ事業の全部を譲渡したときは、「準共済金」となります。※7 転職、独立開業、のれん分けなどで共同経営者を退任した場合も、任意退任扱いとなります。

共済金の額 例)掛金月額 1万円で加入された場合	掛金納付年数	掛金合計金額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
	5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
	10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
	15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
	20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	

ご加入にあたっての注意事項

△ 加入後に加入資格がなかったことが判明した場合、契約時に遡って契約締結の取り消しを行い、納付した掛金を返還します。返還された金額について、すでに所得控除を受けている場合は修正申告が必要です。

△ 積立期間が6か月未満で、廃業した場合や死亡した場合は、掛け捨てとなります。

△ 積立期間が12か月未満で、上記以外の理由で、共済金の請求や解約を行う場合は掛け捨てとなります。

△ 積立期間が240か月未満の場合で、任意に解約される場合※は、解約時にお支払いする解約手当金がそれまでの掛金合計額を下回ります。

※ 65歳以上で180か月以上掛金を納付している方が、事業継続しながら共済金を請求する場合は高齢給付という共済金が支払われます。



掲載している内容は、チラシ作成時点(令和6年6月)の情報に基づき作成しています。
より詳しい最新の情報は、ホームページをご確認いただくか<共済相談室>にお問い合わせください。